

情 報 開 示 書 類

2007年版

日産センチュリー証券株式会社

— 目 次 —

はじめに ～ 記載項目について	1
1. 会社の概況	3
(1) 会社名等	3
(2) 会社の沿革	3
(3) 会社の目的	3
(4) 事業の内容	6
(5) 営業所の状況	8
(6) 財務の概要	9
(7) 発行済株式総数	9
(8) 主要株主名	9
(9) 役員の状況	10
(10) 従業員の状況	12
2. 営業の状況	13
(1) 営業方針	13
(2) 当社及び当業界を取巻く環境	13
(3) 営業の経過及び成果	13
(4) 対処すべき課題	16
(5) 受託業務管理規則	17
(6) 外務員の登録状況	24
(7) 委託者に関する事項	24
(8) 苦情・紛争に関する事項	24
(9) 訴訟に関する事項	24
3. 経理の状況	25
(1) 貸借対照表	25
(2) 損益計算書	26
(3) 株主資本等変動計算書	27
(4) 個別注記表	28
(5) 監査に関する事項	31
(6) 財務比率	31

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【記載項目について】

1. 会社の概況

「会社名等」	会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。
「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「営業所の状況」	本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。
「財務の概要」	平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「発行済株式総数」	平成19年3月期における発行済株式総数を記載しています。
「主用株主名」	所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成19年3月期における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。
「外務員の登録状況」	期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
「委託者数」	期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
「苦情・紛争に関する事項」	期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数を記載しています。
「訴訟に関する事項」	期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

3. 経理の状況

「貸借対照表」

「損益計算書」

「重要な会計方針」

「注記事項」

「利益金処分計算書」

「監査に関する事項」

「財務比率」

4. 業務関連事項

「月間売買高」

各商品ごとの売買枚数について自己・委託別に記載しています。

「月末建玉状況」

各商品ごとの月末現在の建玉数について自己・委託別に記載しています。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

会社名 日産センチュリー証券株式会社
所在地 東京都中央区日本橋兜町7番6号
電話番号 03-4333-1000 (代表)
代表者の役職氏名 代表取締役社長 野澤 正平

(2) 会社の沿革

年 月	沿 革
昭和23年 1月	資本金100万円を以って中央区日本橋人形町2の5に日山証券株式会社設立。
昭和24年 5月	東京証券取引所正会員となる。
昭和25年 12月	商号を日本産業証券株式会社に変更。
昭和27年 7月	本社を日本橋兜町2の22に移転。
昭和40年 5月	商号を日産証券株式会社に変更。
昭和43年 4月	証券会社の免許移行に伴い免許取得。
昭和48年 7月	日産懇話会会員として入会。
昭和56年 10月	資本金を2億5,350万円に増資。
昭和57年 1月	住居表示変更により、兜町7の6に変更。
昭和58年 11月	資本金を3億420万円に増資。
昭和62年 10月	資本金を5億420万円に増資。
昭和63年 9月	大阪証券取引所に正会員登録。
平成元年 11月	資本金を10億820万円に増資。
平成2年 7月	外為法上の指定証券会社となる。
平成10年 12月	証券業免許制から登録制の移行に伴いみなし登録を受理された。
平成16年 9月	株式会社ジャスダック証券取引所の取引参加者取得資格を取得。
平成17年 7月	外国為替証拠金取引を開始。
平成18年 3月	金融先物取引業の許可を受ける。
平成18年 6月	センチュリー証券株式会社の営業の一部を吸収分割により経営統合し、商号を日産センチュリー証券株式会社に変更。

(3) 会社の目的

1. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
2. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
3. 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
4. 有価証券店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理
5. 有価証券の引受け

6. 有価証券の売出し
7. 有価証券の募集又は売出しの取扱い
8. 有価証券の私募の取扱い
9. 有価証券の保護預り
10. 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
11. 有価証券の売買等における信用取引に付随する金銭の貸付け
12. 保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け
13. 有価証券に関する顧客の代理
14. 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務
15. 証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務
16. 証券投資法人の証券投資に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理
17. 累積投資契約の締結
18. 円建銀行引受手形の売買及び売買の媒介等の業務
19. 有価証券に関連する情報の提供又は助言
20. 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理
21. 公共料金等の収納代行業務
22. 株式事務の取次ぎ（転換社債型新株予約権付社債等の転換請求の取次ぎ及び新株予約権付社債等の新株引受権の行使に関する代理を含む。）
23. 常任代理人業務
24. 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
25. 証券会社に関する内閣府令第25条7号に規定する金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
26. 証券投資信託委託業
27. 民法に規定する組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
28. 商法に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
29. その他証券業に付随するすべての業務
30. 商品取引所法の適用を受ける商品の売買、受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
31. 商品取引所法の適用を受ける上場商品指数の取引及びオプション取引並びにこれらの取引の受託、媒介、取次ぎ及び代理に係る業務
32. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業並びに商品投資顧問業
33. 金融先物取引法に規定する金融先物取引業
34. 金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引並びにその受託、媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
35. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
36. 直物為替先渡取引
37. 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

- 38. 保険業法に規定する保険募集に関する業務
- 39. 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- 40. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- 41. 電気通信事業及び有線放送事業並びにその他の情報の提供、処理等情報サービス業
- 42. 前各号に付帯する一切の業務

① 經營組織

日産センチュリー証券 組織図



② 業務の内容

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の取次者として、当該商品市場における取引の委託の取次業務を行っております。また、取引注文の執行につきましては日本ユニコム株式会社に委託しております。

取引所	市場名		上場商品名
	貴金属市場	石油市場	
東京工業品取引所	○	○	金 ・ 銀 ・ 白金 ガソリン ・ 軽油 ・ 灯油

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(5)営業所の状況

名 称	所 在 地	電話番号
本 店	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 7-6	03-3666-3981
本 社	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-26-5	03-4333-1000
兜 町 営 業 所	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 7-5	03-3666-3981
新 宿 支 店	〒103-0023 東京都新宿区西新宿 7-10-19	03-5332-7531
綱 島 支 店	〒223-0053 神奈川県横浜市港北区綱島西 2-11-2-201	045-543-9011
北 習 志 野 支 店	〒274-0063 千葉県船橋市習志野台 2-5-4	047-463-2171
蕨 支 店	〒333-0851 埼玉県川口市芝新町 5-7	048-266-3011
行 田 支 店	〒361-0073 埼玉県行田市行田 9-5	048-552-0611
富 士 吉 田 支 店	〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田 1845	0555-30-1261
大 阪 支 店	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 2-6-10	06-6231-0421
芦 屋 支 店	〒659-0093 兵庫県芦屋市船戸町 5-5	0797-23-6111
津 山 支 店	〒708-0062 岡山県津山市京町 27	0868-22-3111
新 潟 支 店	〒950-008 新潟県新潟市万代 4-1-6	025-247-5191
新 潟 県 央 支 店	〒955-0091 新潟県三条市上須頃 1741-1	0256-36-5635
長 岡 支 店	〒940-0061 新潟県長岡市城内町 2-6-1	0258-32-6400
高 田 営 業 所	〒943-0832 新潟県上越市本町 4-2-23	0255-23-5461
福 岡 支 店	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 3-4-5	092-725-2870

(6)財務の概要

決算年月 平成19年3月期

(a) 資本金	3,028,000千円
(b) 純資産額 * 1	10,198,000千円
(c) 総資産額	10,046,918千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,116,000千円 (1,156千円)
(e) 経常損失	36,000千円
(f) 当期純損失	500,000千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく
施行規則第38条の規定により算出しております。

(7)発行済株式総数

発行済株式の総数 8,993,484株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であります。

(8)主要株主名(上位10名)

氏名又は名称	所 有 株式数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
	千株	%
ユニコムグループ ホールディングス株式会社	7,466,288	83.10
株式会社損害保険ジャパン	385,000	4.29
株式会社大和証券 グループ本社	231,660	2.57
日本トラスティサービス 信託銀行	210,000	2.34
朝日生命保険相互会社	75,600	0.83
日産自動車株式会社	74,364	0.82
日新建物株式会社	69,120	0.77
岡本 典雄	64,476	0.71
富国生命保険相互株式会社	55,000	0.61
太平洋金属株式会社	50,000	0.56
計	8,681,508	96.6

(9) 役員の状況

約名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 社 長	野澤 正平	千株 0
専務取締役	貫 雄彦	 0
取締役	西原 京子	0
取締役	内海 健	 0
取締役	和田 二郎	 0

約名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有 株式数
監査役 (非常勤)	神原 克巳	千株 0
監査役 (非常勤)	下山彌壽男	 0
計	11 名	0

(10) 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営 業	非営業
従業員数	343人	180人	60人	129人	214人
平均年齢	39.8才	41.2才	35.7才	—	—
平均勤続年数	12.9年	13.8年	10.1年	—	—
登録外務員数	2人	2人	—	2人	—

2. 営業の状況

(1) 営業方針

商品先物事業については、個人投資家を対象としたインターネット取引に限定して展開することが基本であり、対面取引を行う予定は現時点ではありません。また、委託注文の取次が基本であり、自己取引を行う予定はありません。

取扱商品は東京工業品取引所及び東京穀物商品取引所に上場している商品の中で流動性の高い商品から、顧客ニーズをふまえた上で、慎重に選択してまいります。現在の取扱商品は東京工業品取引所に上場している「金、銀、白金、パラジウム、ガソリン、灯油、原油、ゴム」の8商品となっています。

なお、今年度の同事業の展開を図る上で、採算性の観点から合理化を中心に改善の必要があり、これに取り組む方針です。

(2) 当社及び当業界を取巻く環境

わが国の経済は、構造改革や企業部門のリストラ等が実を結び始めたこともあって景気回復の方向が見え始め、消費者物価上昇率のプラス反転などを受けて7月に日銀がゼロ金利を解除してからも、着実な景気動向を示している。

そういった中で当業界では平成17年5月の改正商取法施行以後、委託者の勧誘に対する規制強化の影響もあって市場参加者の減少に伴う取引高の減少に見舞われており、また、石油関連を中心に商品価格が乱高下したことが更に市場参加者の手控えを促す結果となっており、新規上場商品の検討など、業界が一体となって市場全体の活性化を図ってはいるものの、市場環境としては大変厳しい状況にあります。

当社もそうした市場環境を受けて収益は低迷しておりますが、現在商品先物業界において一つの大きなテーマとなっている「コンプライアンスの徹底」を実行していく所存であります。

(3) 営業の経過及び成果

《株式部門》

期初は、景気拡大期待に日経平均は17,500円台まで買われましたが、G7によるアジア通貨に対する引き上げプレッシャーが円高につながり、また新興国市場安が先進国市場安へと連鎖反応し日経平均は14,000円台まで調整いたしました。

期央は、好調な国内経済指標の発表や企業買収が公表され、一方、地政学的リスクの高まりやWTI原油先物価格が76ドルを突破して過去最高値を更新するなどボラティリティの高い相場展開となりました。

年末には、NY市場最高値更新・円安方向・日銀の年内利上げ見送り観測などで鉄鋼株を中心に全般堅調な相場展開となり日経平均は17,225円となりました。

年明け以降は、米国経済景気減速懸念はあるものの、東証大型株指数が7年ぶりに高値更

新するなど堅調な相場展開に 18,000 円台を達成しましたが、新興国市場の急落から世界同時株安となり、その後の戻り局面において東京市場の出遅れが鮮明となりました。

日経平均株価は、期初の 17,127 円から二度の調整場面を消化して、17,287 円で取引を終了しました。

このような市場環境のもとで当社は総力を挙げて営業活動に努力しました結果、株式委託売買高は 22 億 43 百万株、同金額では 1 兆 7,231 億 76 百万円となり、株式部門委託手数料は 35 億 75 百万円となりました。

《債券部門》

当期における公社債市場は、年度を通じて日本・米国の景気動向、日本のゼロ金利政策解除の思惑、日米の金利上げ観測、株式市場動向等日銀の金融政策の判断に左右される相場展開が継続しましたが、平成 18 年 7 月 14 日の日銀政策委員会・金融政策決定会合で平成 13 年 3 月以来、約 5 年 4 ヶ月ぶりとなるゼロ金利政策解除が決定されました。年度前半は景況感の改善を背景に長期債流通利回りは 2% レベルまで売られる場面がありましたが、後半にかけ景況感に慎重な見方が示され 1.6% レベルまで買い戻される展開となりました。国内株式市場においては日銀短観の景況感、設備投資の堅調を確認しながら年度後半まで堅調な相場が継続しましたが、2 月の上海株式市場に端を発した世界同時株安を背景に株式から債券への資金シフトが起こり長期債流通利回りの低下に拍車がかかりました。

当社の公社債売買高は 12 億円となり、当期の債券部門の受入手数料合計額はその他手数料を含めて 6 百万円となりました。

なお、当期の個人向け国債の募集額は、市場全体でも個人の需要が投資信託をはじめとする他の投資商品へと移り大幅な減額となり、当社の募集額についても、回毎に減額となり当期合計で、13 億 55 百万円となりました。

《投信部門》

毎月分配型の海外債券投信を中心に、海外リート投信・新興国株式投信が好評で期末の純資産残高は 323 億円となり、受入手数料は 6 億 62 百万円となりました。

《商品先物取引部門》

当部門の受取手数料料は、取引高の減少等により 1 百万円となりました。

《ディーリング部門》

当部門においては、二度の調整局面により、ディーリング部門合計で 1 億 74 百万円と前年を大きく下回りました。

当期における自己売買部門は、株式売買高は 7 億 62 百万株となり、株価指数先物取引・同オプション取引の取引高は 4 兆 5,556 億円となりました。

《損益概況》

以上の結果、当期の営業収益は51億16百万円うち受入手数料は43億37百万円となりました。また、販売費・一般管理費は49億62百万円（前期比175％）となりました。その結果、営業外収益の1億66百万円を計上した事により、経常利益は36百万円となり、投資有価証券売却益等の特別利益7億72百万円、統合に伴う統合関連損失、証券取引責任準備金繰入等の特別損失 2億93百万円を計上した結果、当期純利益は5億円となりました。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第62期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	
東京ゴム市場	82
金市場	433
銀市場	9
白金市場	330
パラジウム市場	4
ガソリン市場	172
灯油市場	115
軽油市場	—
原油市場	8
小 計	1,156
オプション取引	
—	—
小 計	—
商品ファンド	—
合 計	1,156

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第62期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	—
海外先物	—
商品売買損益	—
その他売買損益	—
合 計	—

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 内 訳 商品市場名	第62期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
東京ゴム市場	358	—	358
金市場	1,610	—	1,610
銀市場	34	—	34
白金市場	1,350	—	1,350
パラジウム市場	15	—	15
ガソリン市場	665	—	665
灯油市場	446	—	446
軽油市場	—	—	—
原油市場	32	—	32
合 計	4,510	—	4,510

(注) 1. 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。
また受渡による決済数量は含まれておりません。

(4) 対処すべき課題

証券事業と金融先物事業は、本年施行される金融商品取引法において統括されることとなっていますが、商品先物事業を含めて「市場仲介機能の適切な発揮」と「市場プレーヤーとしての自己規律の維持」の観点から、一層強固な内部管理態勢の構築を目指してまいります。さらには、上場企業に連なる主要事業会社として、当社も一般投資家の視点から見た事業報告の信頼性と適正性が求められることに鑑み、事業全般における内部統制機能の強化に取り組んでまいります。

(5)受託業務管理規則

商品先物受託業務管理規則

(目 的)

第1条 この規則は、自己責任の徹底と委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、原則取締役会の決議を経て実施するものとする。ただし、第14条に定める総括責任者の判断により、経営会議あるいは稟議にて改正を行うことができるものとする。

(勧誘行為に係る方針)

第3条 当社は、顧客に対する一切の商品先物取引の委託の勧誘を行わないものとする。

(商品先物取引不適格者の参入禁止)

第4条 当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の受託を行わないこととする。

但し、第5号に該当する者について、委託者保護ガイドラインに定める例外の要件を満たす場合であって、第14条第1項に定める総括責任者が審査し承認した場合、また、第8号に該当する者について、本人から取引を行いたい旨の申出書が提出された場合であって、総括責任者が審査し承認した場合にはこの限りではない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 借入金により商品先物取引を行おうとする者
 - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
 - (5) 恩給、年給、退職金、保険金等の受給で、主として生計を維持している者
 - (6) 事故・病気等で長期に入院している者及びこれに準ずる者
 - (7) 公共団体、金融機関等の公金出納取扱者並びに第三者の資金を取扱う者及びこれに準ずる者
 - (8) その他、商品先物取引を行う適格性に欠ける者
- 2 75歳以上の高齢者及び年収500万円未満のものについて、その取引受託の適否を審査する場合においては、顧客が申告した投資可能資金額が収入・資産の状況に照らして過大とならないよう特段の配慮を行うものとする。
- 3 適格者として既に委託者となっている者でも、次の各号の一に該当することとなった場合は、取引不適格者と判断する。

但し、第3号に該当する者については、本人から取引を行いたい旨の申出書の提出があ

り、第14条第2項に定める総括責任者が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) 委託者が死亡したとき
- (2) 委託者が事故・病気等で長期に入院することとなったとき
- (3) 委託者が高齢（75歳以上）であって不適格者に当たることが確認できたとき
- (4) 委託者が退職等により無職になり余裕資金を持たないと確認できたとき
- (5) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けることが確認できたとき

- 4 第1項及び第3項の各号に該当しない者であっても、第14条第1項に定める管理担当班の責任者が、その者の資金力・理解力等からみて先物取引を行うに相応しくないと認定した者に対しては、その取引の受託を行わないこととする。

（勧誘の際の告知）

第5条 当社は、商品先物取引の勧誘を行う場合にあっては、勧誘の相手方に対し、会社名・所属部署・取次先の受託会員名及び目的を明確に告知する。

（契約前の説明と確認）

第6条 商品先物取引の勧誘は、「受託契約準則」と「商品先物取引・委託のガイド」等の関係書類を交付し、商品先物取引の仕組（特に受託会員を通じて取引を行うこと）・委託証拠金の制度（受託契約準則と異なる点）・損益の発生と計算の方法と上場商品に関する知識及び情報の収集方法等の基本的説明を行うものとする。

取引は、投機的本質があることから、顧客に危険開示を行って顧客の判断と責任（自己責任の原則）において取引することについて、十分な理解と自覚を促して参加を求めることとする。

- 2 当社は顧客に対し、前記書面の交付を受けた旨及びその内容について理解した旨を記載した約諾書及び確認書を徴収するものとする。

（商品先物取引口座設定申込書の徴収）

第7条 当社は、顧客の取引に対する主体性を確認するため、下記事項を顧客自身が記載した「商品先物取引口座設定申込書」（以下「口座設定申込書」という。）を徴収するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 商品先物取引の経験の有無
- (5) 商品先物取引以外の先物取引、証券取引（現物、信用）等の経験の有無
- (6) 投資可能資金額
- (7) その他必要と認める事項

- 2 前項第6号に定める投資可能資金額の申告にあたっては、投資可能資金額とは顧客が取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいい、既に商品先物取引によって損失等が発生してい

る場合には、顧客が当初届け出た投資可能資金額から当該損失等を控除した額を当該顧客の投資可能資金額とする旨を事前に説明し、理解を求めるものとする。

(顧客の本人確認書の徴収)

第8条 当社は、健全な委託者の参入を図るため、委託者の住所、氏名、年齢等の申告を求めるとともに本人確認書類（運転免許証等の公的書類）の写しを徴収するものとする。また、委託者が法人の場合は、登記簿謄本等の提出を求めそれを徴収する。

(顧客カードの整備)

第9条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について次に掲げる事項を記載した顧客カードを作成し備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 推定年収及び資産の状況
 - (4) 商品先物取引の経験の有無
 - (5) 商品先物取引以外の先物取引、証券取引（現物、信用）等の経験の有無
 - (6) 投資可能資金額
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 外務員は、受託に先立ち当該顧客に関して得た情報に拠り、所要の事項を顧客カードに記載の上、管理担当班責任者に提出し審査を受けることとする。
- 3 顧客カードは、全てこれを管理部に備え付けることとする。

(受託業務の禁止行為)

第10条 商品先物取引の委託の勧誘並びに受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、日本商品先物取引協会の「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

第11条 当社は、商品先物市場に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験がないと判断される委託者については、最初の取引を行う日から3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第6条に定める説明を行い、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、インターネット・電子メール・電話等で特に委託追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 委託者の保護の徹底とその育成を図るため、委託者より申告された投資可能資金

額の1/3未満の範囲において取引を受託するものとする。

- (4) 委託者より申告された投資予定額を超える場合の受託については、委託者から商品先物取引の危険性を十分に理解、資金的にも問題ないとの自筆の申出書の提出がなされ、総括責任者が審査のうえ、これを承認することができる。
- (5) 管理部は、委託者の保護育成を図り、受託業務の適正な運営を確保するために、習熟期間内の取引状況を精査し把握すると共に必要とする場合は改善の指示を行う。

(商品先物取引の受託)

第12条 当社は、委託者より商品先物取引の受託を行うにあたっては、当社が別に提供する電子処理機器（以下、「電子取引システム」という。）を利用するものとし、委託者個別のID・パスワードを入力してログインすることによって使用できる電子取引システムを経由しない委託者からの注文の受注は原則行わないものとする。

(注文の受注・約定の管理)

- 第13条 注文の受注については、委託者が電子取引システムにおいて注文内容の入力後に確定の入力を行い、当該注文を当社が管理するサーバ等で正常に受信し、受信した旨委託者の操作する電子取引システムの取引画面上に向けて報告の電文が発信されたことをもって注文の受注が完了したものとする。
- 2 注文の有効期限は、注文を受注した時から商品取引所における最初の取引終了時までとする。
 - 3 委託者から受注した注文が約定した場合は、当社が管理するサーバ等から委託者の操作する電子取引システムの取引画面上に向けて約定した旨の報告の電文を遅滞なく発することとする。また、約定しなかった注文については取引終了後に委託者の操作する電子取引システムの取引画面上に報告の電文を発することとする。

(管理担当班の設置)

- 第14条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確にするため、当該店に管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。
- 2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者及び副総括責任者を置くものとする。
 - 3 総括責任者、副総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は、管理部門の役員又はこれに準ずるものとし、副総括責任者は総括責任者が管理部門の役職者から任命する。
 - (2) 管理担当班の責任者は、管理部門の課長職以上の役職者から任命する。

(管理担当班の職務)

第15条 管理担当班の職務は、以下のものとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による委託者の選別並びに受託の適否の決定

- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (3) 委託者の資金力、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の抑制
- (4) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領に基づく審査及び受託管理
- (5) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速・適切な処理
- (6) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視 並びに不適正な事実を発見した場合の迅速・適切な措置
- (7) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応や、不正資金の流入の未然防止
- (8) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (9) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (10) その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置

(委託者相談窓口の設置)

第16条 第15条第7項に係る業務については、管理担当班によって委託者相談窓口を設け、その職務の遂行にあたる。委託者相談窓口の連絡先については「商品先物取引 委託のガイド」巻末及び自社ホームページ等にて公開する。

(不正資金の流入防止)

第17条 当社は、委託者から不正な資金が当社に預託されることを防止するため、委託者の従来の取引状況を参考にして不相応と思われる入金があった場合、調査を行い、事故の防止を図るため新規建玉を抑制する等適切な指導措置を行う。

(建玉の制限)

第18条 当社は、習熟期間中の委託者に、第11条各号に定める相応の資金量の範囲内の建玉及び各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限の遵守について理解を求め、認識させることとする。

また、経験のある委託者にも、各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限があることを認識させることとする。

(障害発生時の管理態勢)

第19条 当社電子取引システムに障害が発生した場合は、副総括責任者は取次先取引員及び管理担当責任者にその旨遅滞なく報告を行う。管理担当責任者が総括責任者に報告する一方で、副総括責任者は取次先取引員等との連絡を密にしつつシステムの復旧に努める。

2 障害発生時は、統括責任者及び副統括責任者が中心となり、コンテンジェンシープランに基づき、その障害の状況に応じ対応を行うものとする。

3 障害発生時は障害が発生している旨、ホームページ又は電子メール等にて顧客に遅滞なく告知することとし、電子取引システムが復旧した場合もその旨遅滞なく同様の手段をもって告知することとする。

(取締役会への報告)

第20条 総括責任者は、職務の遂行状況と本規則の遵守状況を取締役会に適宜報告する。

(広告・宣伝に係わる規則)

第21条 当社は、広告・宣伝に係わる社内管理については、広告審査責任者がこれを行う。他に副責任者として責任者が任命した者を若干名置くことができる

2 責任者は、当社が広告・宣伝等を実施する場合、その広告・宣伝に違法性がないかどうかの審査を行うものとする。

3 当社役職員による商品先物取引に関する掲示板の運営及び管理は原則禁止とする。責任者が許可した場合においてのみ掲示板の運営及び管理を可能とするが、その場合、責任者は商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する書き込みがないか等の監督・指導を絶えず行うものとする。

(違反者に対する懲戒)

第22条 第10条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを内規に基づき懲戒する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第23条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更した時も同様とする。

(取引証拠金の額)

第24条 当社における取引本証拠金の額は、商品取引所の定める取引本証拠金基準額と同額とする。

付 則

この規則は、平成17年1月21日より施行する。

この改正は、平成17年5月1日より施行する。

この改正は、平成18年1月10日より施行する。

この改正は、平成19年3月9日より施行する。

商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第11条に基づき、過去一定期間以上にわたり商品先物取引経験のない新たな委託者からの取引の受託を行うに当たっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の知識と理解度及び資力等を考慮した上で、相応な取引が行われるよう次の事項を定める。

1. 過去一定期間以上にわたり投資経験のない新たな委託者に係る、最初の取引を行う日から3ヶ月以内の取引は、委託者が申告した投資資金可能額の1/3未満の額とする。(但し取引所の市場管理要綱に定める建玉制限枚数を越えてはならない)
2. 委託者より申告された投資可能資金額を超える場合の受託については、委託者から資金的にも問題ないとの自筆の申出書の提出がなされ、且つ当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した場合は、総括責任者が審査の上、承認することができる。

付 則

本則は、平成17年1月21日より実施する。

この改正は、平成17年5月1日より施行する。

(6) 外務員の登録状況

期 首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期 末 登録外務員数
※1) 4 名	※ 1 名	1 名	※2) 4 名

※1 期首数値は吸収分割前のセンチュリー証券(株) (現 サンライズキャピタル証券(株)) の数値になります。

※2 外務員の登録状況には、取締役 (2名) が含まれております。

(7) 委託者に関する事項

期 首 委 託 者 数	新規委託者数	期 末 委 託 者 数
※1) 15名	11名	※2) 6名

※1 期首数値は吸収分割前のセンチュリー証券(株) (現 サンライズキャピタル証券(株)) の数値になります。

※2 委託者数は、平成19年3月31日現在に建玉を持つ人数になります。

(8) 苦情・紛争に関する事項

平成19年3月期中の苦情・紛争に関しては日本商品先物取引協会へ苦情件数、あっせん受付件数は、次のとおりです。

	受付件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取り下げ	打ち切り	
苦情	0	0	0	0	0
あっせん	0	0	0	0	0

(9) 訴訟に関する事項

平成19年3月期中の係争

記載すべき事項はありません。

3. 経理の状況

(1) 貸借対照表

貸借対照表

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	65,356,574	流 動 負 債	57,001,252
現 金 及 び 預 金	4,907,899	ト レーディング 商 品	6,795
預 託 金	25,453,000	デ リバティ ブ 取 引	6,795
金 銭 の 信 託	1,355,210	信 用 取 引 負 債	27,789,709
ト レーディング 商 品	82,917	信 用 取 引 借 入 金	25,078,307
商 品 有 価 証 券 等	73,666	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	2,711,401
デ リバティ ブ 取 引	9,251	預 り 金	17,360,232
約 定 見 返 勘 定	5,360	受 入 保 証 金	9,308,308
信 用 取 引 資 産	32,461,415	信 用 取 引 受 入 保 証 金	8,136,509
信 用 取 引 貸 付 金	30,294,653	預 り 委 託 証 拠 金	58,019
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	2,166,762	そ の 他 の 受 入 保 証 金	1,113,779
立 替 金	170,814	受 取 差 金 勘 定	460
募 集 等 払 込 金	331,149	短 期 借 入 金	2,190,000
短 期 差 入 保 証 金	164,579	前 受 金	167
信 用 取 引 差 入 証 拠 金	25,770	未 払 金	168,823
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	68,699	未 払 法 人 税 等	26,055
商 品 先 物 取 引 差 入 証 拠 金	58,019	未 払 費 用	21,209
そ の 他 差 入 保 証 金	12,090	賞 与 引 当 金	129,490
前 払 費 用	87,061		
未 収 入 金	59,128	固 定 負 債	1,073,435
未 収 収 益	366,773	繰 延 税 金 負 債	108,179
貸 倒 引 当 金	△88,736	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	252,833
		退 職 給 付 引 当 金	427,083
		リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	27,866
		長 期 受 入 保 証 金	257,473
固 定 資 産	3,114,110	引 当 金	197,352
有 形 固 定 資 産	1,606,824	証 券 取 引 責 任 準 備 金	190,805
建 物	571,783	(証 券 取 引 法 第 51 条)	
器 具 ・ 備 品	148,050	商 品 取 引 責 任 準 備 金	6,546
車 両 運 搬 具	17,439	(商 品 取 引 所 法 第 221 条)	
土 地	869,550		
無 形 固 定 資 産	177,683	負 債 合 計	58,272,039
借 地 ・ 借 家 権	22,775	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	32,114	株 主 資 本	10,040,372
ソ フ ト ウ ェ ア	122,792	資 本 金	3,028,332
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2	資 本 剰 余 金	14,851
投 資 そ の 他 の 資 産	1,329,601	資 本 準 備 金	14,020
投 資 有 価 証 券	711,050	そ の 他 資 本 剰 余 金	830
出 資 金	8,820	利 益 剰 余 金	6,998,266
長 期 立 替 金	140,506	利 益 準 備 金	215,400
社 内 長 期 貸 付 金	7,962	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,782,866
預 託 金	1,000	別 途 積 立 金	6,258,000
長 期 差 入 保 証 金	511,247	繰 越 利 益 剰 余 金	524,866
長 期 前 払 費 用	12,687	自 己 株 式	△1,078
保 険 積 立 金	15,931	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
そ の 他	251,585	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	158,272
貸 倒 引 当 金	△331,189	純 資 産 合 計	10,198,644
資 産 合 計	68,470,684	負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,470,684

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2)損益計算書

損 益 計 算 書
 (平成18年 4月 1日から
 平成19年 3月 31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,116,939
受 入 手 数 料	4,337,741	
ト レ ー デ ィ ン グ 損	174,039	
金 融 融 収 益	605,157	
金 融 費 用		283,884
純 営 業 収 益		4,833,055
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		4,962,832
営 業 損 失		129,777
営 業 外 収 益		185,801
受 取 利 息	24,867	
受 取 地 代 家 賃	20,490	
受 取 配 当 金	79,038	
為 替 差 益	8,299	
そ の 他 雑 益	53,105	
営 業 外 費 用		19,134
そ の 他 雑 損	19,134	
経 常 利 益		36,890
特 別 利 益		772,421
投 資 有 価 証 券 売 却 益	752,019	
固 定 資 産 売 却 益	20,401	
特 別 損 失		293,676
投 資 有 価 証 券 売 却 損	17,769	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	538	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	61,584	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	674	
固 定 資 産 除 却 損	4,857	
保 険 積 立 金 解 約 損	31,024	
統 合 関 連 損 失	177,227	
税 引 前 当 期 純 利 益		515,635
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		15,000
当 期 純 利 益		500,635

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(3)株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位:千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
前期末残高	1,008,200	704,833	830	705,664	215,400	6,356,387	6,571,787	△1,078	8,284,573
当期変動額									
新株の発行	328,332	1,000,987		1,000,987					1,329,319
資本金の組入れ	1,691,800	△1,691,800		△1,691,800					-
剰余金の配当						△54,156	△54,156		△54,156
役員賞与						△20,000	△20,000		△20,000
当期純利益						500,635	500,635		500,635
株主資本以外の項目の 当期変動額(純)									
当期変動額合計	2,020,132	△690,813	-	△690,813	-	426,479	426,479	-	1,755,798
当期末残高	3,028,332	14,020	830	14,851	215,400	6,782,866	6,998,266	△1,078	10,040,372

	評価・換算差益等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 益 等 合 計	
前期末残高	676,135	676,135	8,960,709
当期変動額			
新株の発行			1,329,319
資本金の組入れ			-
剰余金の配当			△54,156
役員賞与			△20,000
当期純利益			500,635
株主資本以外の項目の	△517,863	△517,863	△517,863
当期変動額合計	△517,863	△517,863	1,237,935
当期末残高	158,272	158,272	10,198,644

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. トレーディングの目的と範囲

トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保すること及び損失を減少させることを目的としております。

取り扱う商品は、①有価証券等の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品です。

2. トレーディングに関する有価証券等の評価基準および評価方法

トレーディング商品については、時価法を採用しております。

3. トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は、移動平均法により算定しております）。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。但し、投資事業有限責任組合出資金については、出資時に「投資有価証券」科目に計上し、組合が獲得した純損益の持分相当額については「営業外損益」に計上するとともに、同額を当該資産科目に加減し、出資金の払い戻しについては、当該資産科目を減額させております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、償却期間は経済耐用年数（3年～50年）であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引による方法に準じた会計処理によっております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金の計上基準

従業員の賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担見込額を計上しております。

退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、自己都合による期末退職金要支給額から期末年金資産の額を控除した額を計上しております。

7. 特別法上の準備金の計上基準

証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、証券取引法第 51 条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第 35 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

8. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。

9. 会計方針の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、10,198,644 千円であります。財務諸表等規則の改正により、当会計期間末における貸借対照表の純資産の部については、改正後の会社法計算規則により作成しております。

(2) 企業結合に係る会計基準等

当会計期間から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成 15 年 10 月 31 日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 27 日 企業会計基準第 7 号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 27 日 企業会計基準適用指針第 10 号）を適用しております。

これらが損益に与える影響はありません。

【貸借対照表関係に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 884,656 千円

2. 差入れた有価証券等の時価額

信用取引借入金の本担保証券 24,929,353 千円

差入保証金の代用有価証券 11,558,042 千円

3. 差入を受けた有価証券等の時価額

信用取引貸付金の本担保証券 29,253,979 千円

受入保証金の代用有価証券 11,295,255 千円

その他担保として受け入れた有価証券 227,316 千円

で、自由処分権の付されたもの

4. 担保に供している資産

預 金 540,000 千円

投資有価証券 73,450 千円

上記の他、クリアリング機構の清算基金として、投資有価証券を 189,852 千円差入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証拠金として 152,250 千円、短期借入金の担保として 2,666,260 千円、信用取引借入金の担保として、303,600 千円差入れております。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期債権	62,615 千円
短期債務	958 千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との営業取引高及び営業取引

営業取引高	285,968 千円
営業取引高以外	24,650 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,738,068	1,255,416	—	8,993,484

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	54,156	7	平成18年3月31日	平成18年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月11日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	3	平成19年3月31日	平成19年6月12日

3. 期末自己株式数

普通株式 1,411 株

【その他の注記】

企業結合等関係

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

センチュリー証券株式会社(現 サンライズキャピタル証券株式会社)

内 容(プライベートバンキング業務、ファンド組成業務、トレーディング業務及び投資銀行業務を除く証券業その他の営業の一部)

(2) 企業結合の法的形式

当社を承継会社とし、センチュリー証券株式会社(現 サンライズキャピタル証券株式会社)を分割会社とする吸収分割

(3) 結合後企業の名称

日産センチュリー証券株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社及びセンチュリー証券株式会社（現 サンライズキャピタル証券株式会社）は経営統合を図ることにより、統一的、機動的に経営戦略を遂行し、株主価値の更なる増大を目指した経営を推進するため、本件分割を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

本吸収分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として、承継した資産及び負債は分割期日の前日に付された適正な帳簿価格により計上し、承継事業に係る評価差額等を引継ぐとともに、株主資本相当額は資本準備金として処理しております。

(5) 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

(6) 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産規制比率 [純資産額/リスク額×100]	193,742%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	336%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	336%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	14%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	14%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	571%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	114%